

基安安発 0424 第 4 号
平成 26 年 4 月 24 日

一般社団法人全国建設業協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習
の受講促進について（要請）

標記については、ブレーカに係る技能講習の修了者、鉄骨切断機等の運転業務経験が平成 25 年 7 月 1 日現在で 6 ヶ月以上の者については、平成 25 年 7 月 1 日の改正労働安全衛生規則の施行後、1 年間は引き続き鉄骨切断機等の運転業務に従事することができますが、この猶与措置の期限は平成 26 年 6 月 30 日までであり、平成 26 年 7 月 1 日以降は、技能特例講習を修了しないと鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができなくなります。

ついては、別紙 1 及び 2 の周知広報資料を活用する等により、対象者に対する技能特例講習の早期受講のための周知啓発に積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。